

発議第 7 号

地方自治法の改定に反対する意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 13 日提出

提出者 松伏町議会議員 吉 田 俊 一
賛成者 松伏町議会議員 平 野 千 穂

松伏町議会議長 田口 義博 様

地方自治法の改定に反対する意見書

5月7日、衆議院で地方自治法改定案が審議入りしました。同改定案は、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」に、閣議決定で、住民の生命・財産を守るために「必要がある」とすれば、自治体に指示を出し義務を課せる指示権を国に与える規定を新たに設けるものです。

指示権発動の対象として災害や感染症を例示していますが、「その他」「これらに類する」など、「指示権」発動の対象となる「事態」の範囲は極めて曖昧です。さらに、それらの「事態」が発生した時に加えて、「発生するおそれがある」場合も指示権発動の対象とされています。この「おそれがある」事態かどうかの判断はすべて政府に委ねられており、国会に諮ることなく政府が恣意的に運用することが可能な規定となっています。

日本国憲法は地方自治を明記し、政府から独立した機能を持つ団体自治と、住民の意思にもとづく住民自治を保障しています。この規定は、戦前の中央集権的な体制の下で自治体が侵略戦争遂行の一翼を担わされたことへの反省からつくられたものです。

しかし、1999年の地方分権一括法では地方分権を掲げながら法定受託事務を温存し、自治体への指示、代執行など国の強力な関与の仕組みをつくりました。今回の改定案は、住民の利益を守る仕事である自治事務についても国の指示を可能にし、自治体を国に従属する立場に置こうとするものです。

よって、地方自治を破壊するおそれのある地方自治法改定案を可決しないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月13日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	松本	剛明	様